

福山市市民活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福山市協働のまちづくり基金を活用し、市民と市の協働によるまちづくりを推進するため、市民活動団体等が企画・実施する公益的な社会貢献活動事業に対する補助金の交付について、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類)

第2条 補助金の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 始業期支援コース

補助金交付申請を行う時点において、設立年度から起算して4年度以内の団体に対し交付する支援をいう。

(2) 地域連携コース

学区（町・地区）まちづくり推進委員会と連携し、事業に取り組む団体に対し交付する支援をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市民活動団体等とする。

2 前項の市民活動団体等とは、次の各号の全てに該当する団体をいう。

(1) 福山市内に活動拠点を有し、補助金交付申請を行う時点において、福山市まちづくりサポートセンターに登録している団体

(2) 次の各号のいずれかに該当する者が5人以上所属しており、かつ該当する者の合計が当該団体の構成員の総数の過半数である団体

ア 福山市内に住所を有する者

イ 福山市内に通勤、通学する者

(3) 次条に規定する事業について、市と協働して取り組むことができる団体

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象とする事業は、次の各号に掲げる自主的・主体的な活動に係る公益的な事業とする。

(1) 地域課題の解決に取り組む事業

(2) 地域活性化に取り組む事業

(3) 地域の魅力創出、魅力発信に取り組む事業

(4) 教育、福祉、環境、安心・安全の向上に取り組む事業

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、次の表に掲げるものとする。

費目	内 容
報 償 費	講師、出演者等への謝礼 限度額 5 万円
消 耗 品 費	文具、その他の物品等で 1 件が 2 万円未満のもの
印 刷 費	資料等の印刷及び製本に要する経費
通 信 費	切手、はがき等郵便料
借 上 料	会場借上料、器具借上料、各種機材レンタル料等
委 託 料	音響 (P A) 業務委託、ごみ処理委託等
保 険 料	傷害保険料等
手 数 料	振込手数料、クリーニング代等
備 品 費	備品 (2 万円以上の物品) の購入については原則対象外とするが、事務機器など汎用性の高いもの以外で、事業の実施において必要性が高く、市長が必要かつ適切と認めるものについては対象とする。
そ の 他	その他事業の実施のために必要な経費で、市長が必要かつ適切と認めた経費 (補助対象経費となるかどうかは、個別に経費の内容を審査する。)

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、各年度 1 団体 1 事業につき、補助対象経費の総額から、当該事業に係る事業収入を除いた額に補助率を乗じた額 (千円未満切り捨て) 以内で、上限を 1 0 万円とする。なお、始業期支援コース及び地域連携コースは重複できない。

2 前項の補助率は、次の表に定めるとおりとする。

補助対象者の区分		補助率
始業期支援コース	補助金交付申請を行う時点において、設立年度から起算して 2 年度以内の団体	1 0 分の 1 0
	補助金交付申請を行う時点において、設立年度から起算して 2 年度を超える団体	1 0 分の 8
地域連携コース		1 0 分の 1 0

(補助金の交付の申請)

第7条 規則第 4 条第 3 号の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 福山市まちづくりサポートセンター登録情報の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助金交付申請書の提出期限は、別に市長が定める。

(交付基準)

第8条 補助金交付決定に係る基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 協働のまちづくりの推進に資する事業であること。
- (2) 公益性の高い事業であること。
- (3) 事業計画等に客観性及び現実性があること。
- (4) 事業の実施方法に社会的相当性があり、効果が期待できること。
- (5) 市民活動としての特性が活かされていること。
- (6) 次年度以降、継続して活動できる可能性が期待できること。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、補助金の交付申請があったときは、その審査を行い、予算の範囲内において決定するものとする。ただし、始業期支援コースに係る補助金に対する審査については、福山市協働のまちづくり事業審査会が審査した結果に基づき、決定するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付決定を行ったときは、速やかに、その結果を補助交付申請団体に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付決定した団体の事業計画に係る概要を市民に公表するものとする。
- 4 補助金を交付する時期は、別に市長が定める。

(事業報告書の提出)

第10条 規則第11条の規定により事業報告書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 事業内容報告書（事業の実施月日、場所、内容等を記載する。）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(帳簿の備付け)

第11条 補助金の交付決定団体は、規則第17条に定めるもののほか、次に掲げる書類を備え付けなければならない。

- (1) 団体の補助対象事業に係る会議の記録
- (2) 補助対象事業により取得した備品を記載した備品台帳
- (3) その他市長が必要と認める書類

(書類の様式)

第12条 この要綱に規定する書類は、市長が別に定める様式による。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、2017年(平成29年)4月1日から施行する。

(福山市キーワードモデル事業補助金交付要綱等の廃止)

第2条 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 福山市キーワードモデル事業補助金交付要綱
- (2) ふくやまの魅力づくり事業補助金交付要綱

附 則

この要綱は、2022年(令和4年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2024年(令和6年)4月1日から施行する。